令和元年11月22日

新宿区長

吉 住 健 一 様

新宿区特別職報酬等審議会

会長職務代理者 渡 辺 芳 子

新宿区特別職の報酬等の改定について(答申)

令和元年11月22日付け31新総総第6811号により諮問があった標記の件について、別紙のとおり答申します。

特別職報酬等審議会委員

芳 子 会長職務代理者 渡 辺 上 良 子 委 員 田 大 崎 夫 委 員 秀 くまがい 澄 子 委 員 委 桑 原 平 員 公 委 員 髙 橋 文 雄 子 委 員 鱒 沢 信 委 員 松 Ш 英 夫 委 員 六 田 文 秀

新宿区特別職報酬等審議会は、令和元年11月22日、新宿区長等の給料及 び議員等の報酬の額の改定について、新宿区長から諮問を受けた。

本審議会では、各委員が区民の代表としての自覚のもと、区民の信頼に応えるよう公正かつ公平な立場に立って、区政を取り巻く社会経済情勢や、国、他自治体との均衡、また、一般職員との均衡を考慮しながら審議を行った。

本年10月の月例経済報告(内閣府)では、「景気は、輸出を中心に弱さが長引いているものの、緩やかに回復している」とする一方、「海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要がある。また、令和元年台風19号など相次ぐ自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要がある」と指摘しており、我が国の景気の先行きは、依然として不透明な状況である。

一方、区の財政状況は、平成30年度決算では、特別区税などの一般財源の増により、実質単年度収支が6年連続の黒字となった。基金全体の30年度末現在高は前年度から63億円増の532億円となり、区財政は一定の対応力を確保しつつある。しかし、経常収支比率は80.8%と、依然として適正水準を超えており、区の財政構造は決して弾力性のあるものとはいえない。

一般職員の給与改定については、本年の特別区人事委員会勧告では、公民較差を解消する0.58%の減額をする内容となっている。これは、平成30年4月に実施された行政系人事・給与制度の改正に伴う差額支給者を公民比較から除外して算出された較差を解消することが適当と判断されたものである。

区長等の給料や議員の議員報酬は、その職務内容や社会的責任の重さ、区政を取り巻く社会経済情勢、他団体及び一般職員との均衡を考慮するとともに、区民の理解が得られるものでなければならない。我が国の社会経済情勢は依然として不透明であり、一般職員の給与について特別区人事委員会から減額の勧告が出ていること等を勘案すると、特別職も一般職員と同様の減額措置を講ずることが妥当であると判断する。ついては、特別職の月額報酬等を、別表のとおり0.58%相当減額することが妥当であると考える。

最後に、区長や議員等の特別職におかれては、区民の信頼と負託に応えるべく、区民の視点・生活者の視点から区政の課題を捉え、基本構想に掲げる「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現に向け、区民福祉の一層の向上に取り組まれることを要望するものである。

1 区長、副区長、教育長、常勤の監査委員の給料月額

区分	改定額(円)	現行額(円)
区長	1, 161, 000	1, 168, 000
副区長	931,000	936,000
教育長	793,000	798,000
常勤の監査委員 (識見・代表)	714,000	718,000
常勤の監査委員 (識見)	694,000	698,000

※改定額算定の結果、500円未満の部分については切り捨て、500円以上の部分については切り上げを行っている。

2 議会の議員の議員報酬月額

区分	改定額(円)	現行額(円)
議長	939,000	944,000
副議長	801,000	806,000
委員長	660,000	664,000
副委員長	630,000	634,000
議員	613,000	617,000

※改定額算定の結果、500円未満の部分については切り捨て、500円以上の部分については切り上げを行っている。

3 教育委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬

区分	改定額(円)	現行額(円)
教育委員会 委員長職務代理者	260,000	262,000
教育委員会 委 員	246,000	247,000
非常勤の監査委員 (識見・代表)	326,000	328,000
非常勤の監査委員 (識見)	306,000	308,000
非常勤の監査委員 (議会選出)	188,000	189,000

※改定額算定の結果、500円未満の部分については切り捨て、500円以上の部分については切り上げを行っている。

4 改定の実施時期

令和2年1月1日から